

# 神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成に関する要綱

平成4年7月1日 市民局長決定

## (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市民の豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞する活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化活動に要する経費の一部を助成（以下「芸術文化活動助成」という。）することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (芸術文化団体)

第2条 芸術文化団体（以下「団体」という。）とは、団体としての組織を有し、音楽、美術、演劇、舞踊等の分野において、継続的に創作発表、鑑賞等の活動（以下「創作発表・鑑賞活動」という。）を行っているものをいい、次の分類による。

- (1) 創作発表団体 継続的に創作発表活動を行っている団体
- (2) 鑑賞提供団体 市民に対し継続的に鑑賞事業を行っている団体

2 前項の団体は、申請時点において1年以上の活動実績を有するものをいう。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

3 第1項の団体には、公共団体若しくは公共的団体、又は営利企業は含まないものとする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

## (芸術文化活動助成その1－会場費補助)

第3条 市長は、団体が神戸市内で行う創作発表・鑑賞活動に要する経費のうち、会場使用料（付属設備使用料を含む）の1/2（会場に公的施設を使用する場合は1/3）以内の金額を、予算の範囲内で30万円を限度として、助成する（以下「会場費補助」という。）ことができる。

2 野外で行う創作発表・鑑賞活動に要する舞台設営費は、前項の規定に関わらず、1/2以内の金額を、予算の範囲内で30万円を限度として、助成することができるものとする。

## (芸術文化活動助成その2－特別事業費補助)

第4条 市長は、団体が神戸市内で行う大規模な創作発表・鑑賞活動の事業のうち、神戸の市民文化振興に大きく寄与するものに対し、その事業費の1/3以内の金額を、予算の範囲内で200万円を限度として、助成する（以下「特別事業費補助（一般枠）」という。）ことができる。

2 神戸市の創作発表団体が市外で行う芸術文化の大規模な創作発表の事業で、神戸の市民文化振興に大きく寄与するものについては、前項の取扱いに準じるものとする。

3 市長は、新たに創設された神戸市の創作発表団体が神戸市内で行う大規模な創作発表の事業のうち、神戸の市民文化振興に大きく寄与するものに対し、その事業費の1/2以内の金額を、予算の範囲内で50万円を限度として、助成する（以下「特別事業費補助（新規活動団体支援枠）」という。）ことができる。

## (重複助成の制限)

第5条 芸術文化活動助成は、会場費補助、特別事業費補助（一般枠）及び特別事業費補助（新規活動団体支援枠）を通じて、一団体・一年度・一事業を対象とするものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

## (助成の要件)

第6条 会場費補助、特別事業費補助（一般枠）又は特別事業費補助（新規活動団体支援枠）

の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 芸術性・文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与するものであること
- (2) 広く一般に公開されていること
- (3) 政治活動又は宗教活動でないこと
- (4) 営利を主目的とした活動でないこと
- (5) 神戸市又は神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けていないこと
- (6) 団体の所在地が神戸市内にあること（会場費補助及び特別事業費補助（新規活動団体支援枠）の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成することを必要と認めること  
（申請の手続き）

第7条 芸術文化活動助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、下記の区分の募集期間に申請するものとする。

- (1) 各年度前期（4月～9月実施）の会場費補助対象事業並びに各年度（4月～翌年3月実施）の特別事業費補助（一般枠）及び特別事業費補助（新規活動団体支援枠）対象事業

その前年度の後期（10月～3月）における募集期間内

- (2) 各年度後期（10月～3月実施）の会場費補助対象事業  
当該年度の前期（4月～9月）における募集期間内  
（選考会）

第8条 市長は、助成の諾否の参考とするため、選考会を開催する。

- 2 選考会は、委員若干名で構成する。委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 市長は、委員の中から会長を指名する。会長は、会の進行をつかさどる。
- 4 委員は、申請案件に関して意見を述べることができる。  
（選考基準）

第9条 選考に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 市民の芸術文化の振興に対する寄与度
- (2) 芸術文化活動助成の必要性の程度  
（助成金交付の予定通知）

第10条 市長は、助成の諾否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に対して、助成金交付予定額通知書により通知する。

- 2 前項の場合において、会場費補助の申請案件のうち要件に適合する助成金の合計額が予算で認められた金額を超えるときには、減額により助成の諾否を決定するものとする。  
（事業の変更等）

第11条 前条第1項の助成金交付予定額通知書を受けた団体（以下「助成予定団体」という。）は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 助成予定団体は、事業終了後、必要書類を添えて事業報告書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の事業報告書を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。ただし、必要と認める場合は助成金交付予定額通知書の額

を減額修正することができる。

- 3 市長は、助成金交付決定通知を受けた団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。